# 養育費の ②& 🛕

## 養育費の額はどういうふうに決めるの?

- 両親の収入を基にして両親が話し合って決めるのが 一般的です。一律にいくらと決まっているものでは ありませんが、目安となるものとして「養育費算定 表」があります。
- どうして支払わなければならないの?
- たとえ夫婦は離婚しても、かけがえのない父親母親 としてお子さんを健全な社会人に育てる大きな責任
- 養育費は払わなくてもいいという約束を したけど払わなければならないの?
- 離婚時にそのような約束をしたとしても、その後事 情が変わってお子さんの生活費が必要になった場合 は払わなければなりません。
- 一度決めた額はずっと変わらないの?
  - 大幅に収入が減ったり、再婚して扶養家族が増えた りした場合には両親が相談して減額することもでき

- 子どもが進学したり、入院したりしたときは?
- お子さんが進学したり、事故や病気で入院したりし て臨時の出費が必要になったときはその都度両親で 話し合って決めることが大切です。
- どもに会えない場合には養育費は払わ なくてもいいの?
  - 養育費を負担することとお子さんの面会交流は全く 別の問題です。養育費と面会交流はどちらもお子さ んの心身の健康な成長にとって大切なものです。 両親が離婚する際には、面会交流と養育費について よく話し合って決めておくことが必要です。
- 養育費について両親で話合いができないときは?
- 養育費や面会交流について、両親で話合いができな いとき、または話し合っても平行線で結論が出ない ときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。
- 約束した養育費を払わないとどうなるの?
- 公正証書を作成したり、調停で決めたときには収入 や財産などの差押えを受けることがあります。

### ひとり親に関する支援のご案内

# 沖縄県母子家庭等就業・自立支援センター

沖縄県母子寡婦福祉連合会は沖縄県 の委託を受けて、「沖縄県母子寡婦 家庭等就業・自立支援センター事業」 を行っています。厚生労働省認可の 「無料職業紹介所」を併設し、母子 家庭の母、寡婦、父子家庭の父を対 象として各種講習会(無料講座)を 開催し、就業相談、特別相談を受け 付けています。

■まずは電話で 098-887-4099 ご相談ください。 養育費や面会交流に関する相談 を受けています。

9:00~16:30(水・金・土曜日) 専用回線 098-887-4108 ※来所の場合は電話で予約、離婚 前の方の相談もお受けします。

自立支援のため専門の就業相談 員が転職・就職について様々な 面からあなたを応援します

9:00~16:30(月~金曜日) (土・日・祝祭日・年末年始を除く) ※来所の場合は電話で予約してください。

特別相談 養育費 専門相談

就業相談

特別相談 法律相談 (予約制)

を受けています。 相談日時

就業相談 就業支援 講習会 16:00~17:30 (第2・4金曜日)

法律上の諸問題(慰謝料・遺産

相続・金銭賃借等)について月

2回弁護士による無料での相談

就業に役立つパソコン、介護職 員初任者研修、調剤事務、子育 て支援員養成、介護福祉士国家 試験対策講座(座学・実技)など 資格取得のための講習会を行っ

※詳しい募集要項については、 ホームページ等でお伝えします。



沖縄県母子寡婦福祉連合会

TEL:098-887-4099(代表) FAX:098-887-4091 http://www.okiboren.jp/ 〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター 東棟 3 階

●那覇バス市外線

●那覇バス市外線 25 番普天間空港線・33 番糸満西原線。 27 番班大線を利用、厚生園入口停留所で 下車、南方へ約800m (徒歩で約7、8分) ●那覇バス市内線(石嶺町) 9番小椂石嶺線・11番安岡線・17番石嶺 開南線を利用。石嶺営業所前で下車、東

へ約650m(徒歩で約6.7分)

●沖縄バス 7・8 番 首里城下町線 を利用。石嶺営業所前で下車、 東へ約650m(徒歩で約6、7分)

駐車場に限りがあるため、公共交通機関や 乗り合いでのご来場にご協力ください

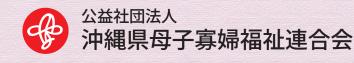


子どもの 養育費を受けるため ちょっと考えてみませんか いろいろな方法があります あきらめてい ŧ 養育費を受けることは、 ませ もあ るの に、 か です。

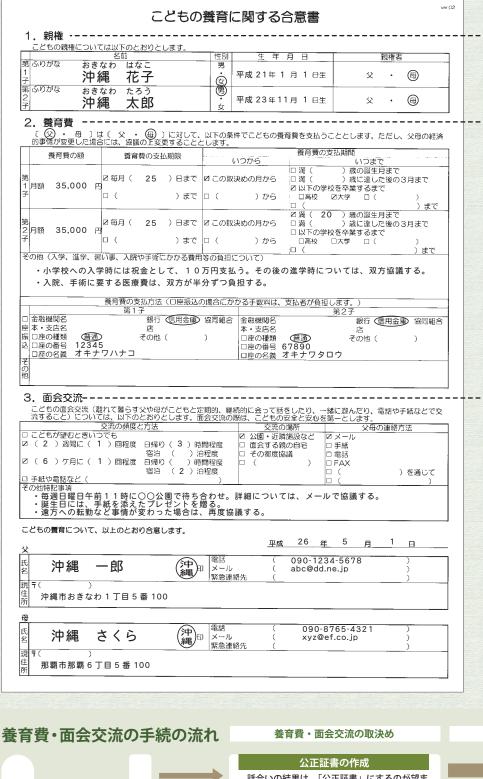
養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに 要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。

この世に生を受けた子どもに親としてその生活を保障し、心の成長を 支えることは、当然の責任です。養育費の支払いは、親として子に対 する最低の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆です。

養育費に関する電話・来所相談を行っています



「養育費を払える能力が相手に 「相手とは 切かかわりたくないから? い から?



### 1 親権

親権は、 親が子を監護養育する権利と義務で、婚姻中は父母が共同で行使しますが、離婚後は、父母の一方が親権者となります。 未成年の子がいる夫婦の離婚では、離婚届を提出する際、子それぞれの親権者を決める必要があります。

いずれの親と暮らすのが子の福祉に適うのか、父母が子の福祉の視点に立ってしっかりした話し合いをする必要があります。

親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておきましょう。養育費は、こどものた めのものです。こどもと離れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めましょう。

父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって 作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見る ことができます。こどもが複数の場合は、それぞれの額を決めておきましょう。

② 養育費の支払期限

支払いの時期を決めてください。毎月決めた日までに支払いましょう。

③ 養育費の支払期間

支払いの始期と終期を決めておきましょう。

定額の養育費とは別に、入学金や医療費などの臨時的な費用負担等についても決めておくとよいでしよう。

⑤ 養育費の支払方法

支払方法(口座振込など)を決めておきましょう。複数のこどもがいる場合は、それぞれについて決めておくとよいでしょう。

### 3 面会交流

面会交流は、 こどものためのものですので、こどもにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取 り決めておきましょう。

① 交流の頻度と方法

週又は月に何回、何時間、宿泊(何泊程度)、手紙や電話のやりとりを認めるかなどを決めておきましょう。

交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくことが望ましいでしょう。

③ 父母の連絡方法

連絡方法の手段を具体的に決めておくことが望ましいでしょう。

4 その他特記事項

事情が変わった場合は再度協議することや、誕生目のプレゼントや交通費等の費用負担などについても取り決めておくことが望 ましいでしょう。

⑤ 父母が心がけること

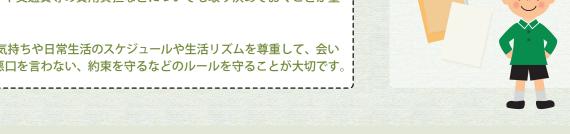
面会交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い 方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。

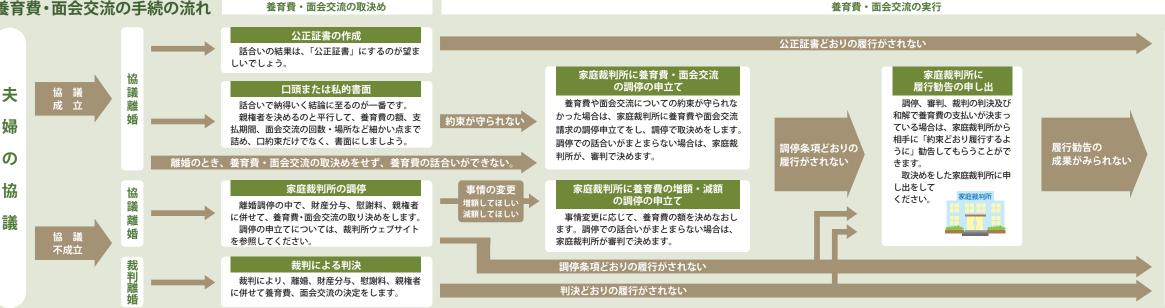
### 合意書の使い方



- ① 父母が子どもの今後の 接し方について、お互 いが考えるきっかけに 使いましょう。
- ② 合意に達したら、双方 署名して2通作成し、 1通ずつ保管しましょう。 (調停、裁判、公正証書作成 などの資料として役立ちます。)
- ③ 合意書を持って相手方 と一緒に公証人役場へ 行き、公正証書を作成 してもらいましょう。 万が一、約束した養育 費が支払われなかった ときに、強制執行認諾 条項が入っていれば強 制執行(給料、財産の 差押え)を申し立てる ことができます。







養育費については、公正証書や調停、審判、裁判等で決めた金額が 支払われない場合、給与や銀行口座などを差し押さえるために強制執 行を申し立てることができます。また、滞納分の支払があるまで債務 者に一定の間接強制金を課す間接強制を申し立てることもできます。

面会交流については、公正証書や調停、審判、裁判等で決められた 内容が守られない場合、約束が実行されるまで一定の間接強制金を課 す間接強制を申し立てることができます。ただし、子どもとの面会交 流の実施については、実際には両親がもう一度調停で話し合うことも

